

公益社団法人空気調和・衛生工学会
ハラスメント防止に向けた基本方針
令和5年12月15日 理事会制定

公益社団法人 空気調和・衛生工学会（以下、「当法人」という。）の業務に関わる全ての関係者（以下、「職員等」という）は、本基本方針に沿ってハラスメント防止に対する意識を高め、日々の業務を行う事とする。

1. 当法人の職員等は、法人の活動の場において、ハラスメントが人権侵害であること、およびあらゆる差別が許されないことを正しく理解し、相互に人権を尊重し、ハラスメントを含む人権侵害、差別の防止に努めなければならない。
2. 当法人の職員等で、就業並びに法人経営において地位や権限および影響力を有する者は、権限や優越的な地位を濫用したハラスメントを起こしてはならない。
3. 当法人は、すべてのハラスメント防止に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が起きた場合は、迅速かつ正当な手続きにより対応し、被害の回復に努める。
4. 当法人は、ハラスメントへの対応等において、加害行為をしたとされる者または職員等による二次加害または二次被害の未然防止に責任をもって努める。
5. 当法人は、ハラスメント防止のために、当法人内に相談窓口を設置し、すべてのハラスメントの防止と対策に関する施策についての責任を負う。
6. 当法人の職員等は、ハラスメントの相談窓口にご相談する場合は、当法人外の相談窓口を利用することもできる。

（改廃）

ハラスメント防止規程

第16条 本規程の改廃は、総務理事が起案し、理事会の承認を得る。

附則

1. 本規程は令和5年12月15日から施行する。